



許可番号 第00150004578号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)8月17日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)8月2日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(詳細は別紙のとおり。)。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

第2面のとおり。以下余白。

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無





(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150004578号

許可業者の名称 日本貨物鉄道株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物				○		○		○			○	○	○	○
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○		○		○			○	○	○	○
カドミウム又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物						○		○	○		○	○	○	
砒素又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○											
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン										○	○	○	○	
セレン又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
1,4-ジオキサン								○		○	○	○	○	
ダイオキシン類								○	○		○	○	○	





(第2面)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証)

許可番号 第00150004578号
許可業者の名称 日本貨物鉄道株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年(1995年)12月8日 変更許可 (廃油(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類はジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)、銻さい、ばいじん、燃え殻(以上3種類はセレン又はその化合物を含むもの。))の追加。)

平成10年(1998年)8月3日 許可の更新

平成15年(2003年)8月3日 許可の更新

平成17年(2005年)7月21日 事業の一部廃止届出(積替保管の削除。)

平成17年(2005年)12月19日 変更許可(感染性産業廃棄物の追加。)

平成20年(2008年)1月30日 変更許可(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の追加。)

平成20年(2008年)8月3日 許可の更新

平成21年(2009年)11月3日 変更許可(ばいじん(ダイオキシン類を含むもの。))の追加。)

平成25年(2013年)8月22日 更新時変更許可(ばいじん、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上5種類は1,4-ジオキサンを含むもの。)、ポリ塩化ビフェニル処理物の追加。)

平成26年(2014年)6月12日 変更許可(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上4種類はダイオキシン類を含むもの。))の追加。)

平成28年(2016年)4月1日 変更許可(廃水銀等、産業廃棄物を処分するために処理したもの(以上2種類はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物を含むもの。))の追加。)

平成30年(2018年)8月3日 許可の更新

令和5年(2023年)8月17日 許可の更新

以下余白。

